⑵　物品の販売　物品の製造の資格の種類に同じ。
⑶　役務の提供等　①広告・宣伝　②写真・製図　③調査・研究　④情報処理　⑤翻訳・通訳・速記　⑥ソフトウェア開発　⑦会場等の借り上げ　⑧賃貸借　⑨建物管理等各種保守管理　⑩運送　⑪車両整備　⑫船舶整備　⑬電子出版　⑭その他
⑷　物品の買受け　①立木竹　②その他
⑸　建設工事　①土木一式工事　②建築一式工事　③大工工事　④左官工事　⑤とび・土木・コンクリート工事　⑥石工事　⑦屋根工事　⑧電気工事　⑨管工事　⑩タイル・れんが・ブロック工事　⑪鋼構造物工事　⑫鉄筋工事　⑬ほ装工事　⑭しゅんせつ工事　⑮板金工事　⑯ガラス工事　⑰塗装工事　⑱防水工事　⑲内装仕上工事　⑳機械器具設置工事　㉑熱絶縁工事　㉒電気通信工事　㉓造園工事　㉔さく井工事　㉕建具工事　㉖水道施設工事　㉗消防施設工事　㉘清掃施設工事
⑹　測量・建設コンサルタント等　①測量　②土地家屋調査　③建設コンサルタント　④建築士事務所　⑤計量証明　⑥地質調査　⑦補償コンサルタント　⑧その他

2　申請の時期及びその方法等
⑴　申請の時期
①　物品の製造等の場合　平成28年度当初からの資格付与を希望する者は、平成28年２月１日から平成28年２月29日（郵送の場合は、当日消印有効とする。）までに申請すること。なお、上記期間経過後も随時申請の受付を行うが、資格を付与したときから有効となるため、希望する調達案件の入札に間に合わないことがある。
②　建設工事等の場合　随時申請の受付を行うが、資格を付与したときから有効となるため、希望する調達案件の入札に間に合わないことがある。
⑵　申請書の入手方法　「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）（物品の製造等）」「申請書（建設工事）」及び「申請書（測量・建設コンサルタント等）」は、別表に掲げる配布場所において、競争参加資格を得ようとする者に無料で交付する。また、インターネットのホームページ（http://www.fra.affrc.go.jp/cont02/shisetu/index.html）にて申請書を出力することもできる。
⑶　申請書の提出方法　申請書に次の書類を添付して、別表の申請場所に持参又は郵送（書留郵便又は配達記録郵便）をすること。持参の場合の受付は、土曜・日曜及び祝日を除く10時から17時（ただし、12時から13時を除く。）とする。
①　物品の製造等に係る競争契約の申請を行う場合
ア　登記事項証明書又は登記簿謄本（以下「登記事項証明書等」という。）（法人の場合）若しくはその写し
イ　財務諸表類（法人の場合）又は営業用純資本額に関する書類及び収支計算書（個人の場合）
ウ　営業経歴書
エ　納税証明書（国税通則法施行規則別紙第９号書式その３又はその３の２若しくはその３の３。以下同じ。）の写し
②　建設工事に係る競争契約の申請を行う場合
ア　営業所一覧表
イ　総合評定値通知書の写し
ウ　納税証明書の写し
エ　共同企業体協定書の写し（共同企業体として申請する場合）
オ　共同企業体等調書（共同企業体として申請する場合）
カ　申請者が合併新設会社又は合併存続会社で合併後５年未満の場合には当該事実を証明する書類
キ　グループ経営事項審査及び持株会社経営事項審査の結果に基づく申請の場合には企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書
③　測量・建設コンサルタント等に係る競争契約の申請を行う場合
ア　営業所一覧表
イ　財務諸表類
ウ　登記事項証明書等（法人の場合）又はその写し
エ　登録証明書等（登録を受けている場合）又はその写し
オ　納税証明書の写し
⑷　申請書等の作成に用いる言語
①　申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語表記のものは、日本語の訳文を付記、又は添付すること。
②　添付書類のうち、金額欄に外国貨幣額を使用している場合は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により邦貨額に換算し、記載すること。

3　競争参加資格を付与しない者
⑴　特別な理由がある場合を除き、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、未成年者・被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。
⑵　申請書及び審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者又はこの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者。
⑶　数人の建設業者が共同して工事を施工する協定により結成した企業体（共同企業体）であって、その構成員に前記⑴、⑵に該当する者を含む者。

4　競争参加者の資格及びその審査
⑴　競争に参加できる者の資格審査は、物品の製造等を希望する者にあっては別記１の項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、建設工事を希望する者にあっては総合評定値通知書の総合評定値(P)を付与数値とし、測量・建設コンサルタント等を希望する者にあっては別記２の項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その合計点をもって行う。
⑵　競争に参加できる者の資格は、前記⑴の合計点により別記３の区分に基づいて格付けする。

5　資格審査結果の通知　「資格審査結果通知書」により通知（申請書に記載された住所で代表者あてに郵送）する。

6　資格の有効期間
⑴　競争参加資格の有効期間　物品の製造等契約については平成28年４月１日から平成31年３月31日までとする。なお、随時に申請した場合は、資格を付与されたときから平成31年３月31日までとする。
　建設工事等契約については資格を付与されたときから平成29年３月31日までとする。

7　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧、及び資格審査に関する照会は別表の申請場所で行う。また、インターネットのホームページ（http://www.fra.affrc.go.jp/cont02/shisetu/index.html）にアクセスし、閲覧することもできる。

8　会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い
⑴　今回の申請時において会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続申請中の者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続申請中の者は、手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）となった後に申請を行うこと。
⑵　平成28・29・30年度物品の製造等に係る競争契約の参加資格を有する者、平成27・28年度建設工事等に係る競争契約の参加資格を有する者が更生手続等開始決定者となった時は、再度の申請を行うことができる。
⑶　更生手続等開始決定者であって、再度の申請を行わないときは、競争参加資格が取り消される場合がある。

9　合併等により新設された会社等の取扱い　合併等により新設された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、合併等後の経営事項審査を受けている者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。
①　合併等により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社
②　親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるために新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社
③　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社
④　既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者
⑤　営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社